

お知らせ④

お取引時の確認等(ご本人確認、ご職業、事業内容等)にご協力ください。

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の取引時確認が必要な際には、運転免許証等の公的証明書により確認させていただいておりますが、法令の改正により、平成28年10月からお取扱いが一部変更になりました。ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします(「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。)

なお、ご提示いただきました本人確認書類の内容(本人特定事項、発行体、番号等)は、法律に基づいて金融機関に義務付けられた記録・保存のため、コピーまたは転記をさせていただきますのでご了承ください。

取引時の確認事項と確認書類

確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。

| 確認事項 | 確認書類(原本をお持ちください。) |
|--|---|
| ① 本人特定事項 個人: 氏名・住所・生年月日 法人: 名称・所在地 | 個人 窓口で下記の原本ご提示により確認 ●運転免許証、運転経歴証明書 ●個人番号カード ●旅券(パスポート) ●在留カード、特別永住者証明書 等 窓口で下記の原本ご提示+他の本人確認書類または公共料金の領収書等のご提示 ●各種健康保険証 ●国民年金手帳 ●母子健康手帳 等 窓口で下記の原本ご提示+郵送書類の到着をもって確認 ●住民票の写 ●住民票の記載事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●戸籍謄本・抄本(戸籍の附票の写が添付されているもの) 等 法人 ●登記事項証明書 ●印鑑登録証明書 ●官公庁から発行・発給された書類で名称、本店もしくは主たる事務所の所在地の記載があるもの 等 |
| | ② 取引を行う目的 ご申告により確認 |
| | ③ 職業(個人の場合) ご申告により確認 事業内容(法人の場合) 登記事項証明書、定款などで確認 |
| ④ 実質的支配者 実質的支配者の本人特定事項をご申告により確認 | |

(注)有効期限のある書類の場合は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示される日の前6か月以内に作成されたものに限ります。

- 過去に確認させていただいたお客さまについても、取引を行う目的や職業等を再確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります。その際には複数の本人確認書類等のご提示をお願いする場合があります。
- お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

このほか、お客さまの大切なご預金をお守りするため、定期預金の満期日前解約、通帳・証書の喪失届、住所・お届出印変更等の手続きをされる際には、「証明資料」のご提示、またはご提出をお願いすることがあります。

取引時確認が必要なお取引

- ◎口座開設、貸金庫、保護預り、保険契約、ご融資、電子記録債権等のお取引開始のとき
- ◎10万円を超える現金振込み、10万円を超える持参人払式小切手(線引がないもの)による現金受取りのとき
- ◎200万円を超える現金・持参人払式小切手(線引がないもの)の入出金 等
- ご本人以外の方が来店される場合は、ご本人とご来店される方、両方の取引時確認書類が必要です。この取引時確認書類がない場合には、お取引をお断りすることがありますのでご注意ください。
- 取引時の確認にあたり、本人特定事項を偽ってはなりません。本人特定事項を隠蔽する目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。
- (注)10万円を超える現金の振込みや200万円を超える大口の現金取引などを行う際は、運転免許証など左記(A)に該当する本人確認書類を提示してください。
- なお、1回あたりの取引金額を減少させるために、一つの取引を分割したものであることが一見して明らかなのは、一つの取引とみなして取引時確認が必要となります。
- ※顔写真の無い書類の場合は、追加書類等の提示が必要となります。

確認方法

【個人の場合】

取引時の確認事項のうち、左表の①から③について確認を行います。

- ① ②の場合: 運転免許証等のご提示
- ③の場合: 各種健康保険証、国民年金手帳等のご提示、および他の本人確認書類または現住所の記載のある公共料金の領収書等のご提示
- ④の場合: 住民票の写しなどのご提示、さらに、本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付

②③については取引の目的および職業のご申告

【法人の場合】

取引時の確認事項のうち、左表の①から④について確認を行います。

- 法人の代表者等への権限委任の確認については、法人が発行した「社員証」は使用できず、委任状等が必要となります(代表者が代表権者として登記されている場合のみ登記事項証明書が使用できます)。
- ①については登記事項証明書、印鑑登録証明書等のご提示
- ②については取引の目的のご申告
- ③については登記事項証明書、定款等事業の内容が確認できる書類のご提示
- ④については議決権の保有その他の手段により、当該法人を支配する自然人まで遡って本人特定事項のご申告さらに、実際に取引の任に当たっている担当者の本人確認書類のご提示

預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について(対象:個人のお客さま)

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳(証書)またはインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

※『お客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合』等に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねることがありますので、十分ご注意ください。

<偽造・盗難カード被害>に係る補償基準等について

| | お客様の状況 | | |
|---------|--|-------------------------------------|------------------|
| | 無過失 | 過失(重大な過失以外)があった場合 | 故意または重大な過失があった場合 |
| 偽造カード被害 | 原則として被害額の全額を補償 | 被害額は補償されません | 被害額は補償されません |
| 盗難カード被害 | 当金庫への通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害額の全額を補償 | 当金庫への通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害額の75%を補償 | 被害額は補償されません |
| 条件 | ①すみやかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③警察へ被害届を提出していただき、捜査に協力されることがすべて必要です | | |

<盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害>に係る補償基準等について

| | お客様の状況 | | |
|----------------|--|------------------------------|------------------|
| | 無過失 | 過失(重大な過失以外)があった場合 | 故意または重大な過失があった場合 |
| 盗難通帳(証書)被害 | 原則として被害額の全額を補償 | 原則として当金庫所定の割合により補償 | 被害額は補償されません |
| インターネットバンキング被害 | 原則として被害額の全額を補償 | 被害に遭われた状況を踏まえ、個別に判断させていただきます | 被害額は補償されません |
| 条件 | ①すみやかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③警察へ被害届を提出していただき、捜査に協力されることがすべて必要です | | |

偽造・盗難カード被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
 - (1) 他人に暗証番号を知らせた場合(病気が介護ヘルパー等に対して暗証番号を知らせてうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません。)
 - (2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - (3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
 - (4) その他(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「本人の過失」となりうる場合
 - (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証番号の管理
 - (ア) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - (イ) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - (ア) キャッシュカードを入れた財布などを、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - (イ) 酔っ払い等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
 - (3) その他(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

(注)盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

盗難通帳(証書)被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
 - (1) 他人に通帳(証書)を渡した場合
 - (2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
 - (3) その他お客さまに(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「過失」となりうる場合
 - (1) 通帳(証書)を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳(証書)とともに保管していた場合
 - (3) 印鑑を通帳(証書)とともに保管していた場合
 - (4) その他お客さまに(1)~(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

インターネットバンキング被害に係る過失基準等

被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事実ごとに判断させていただきます。(パスワード・ご契約者カードは重要な情報ですので厳重な管理をお願いします。)